

—interview—

市内の暴力団の状況や市民の皆さんに心掛けてほしいことなどを、大竹警察署の後藤悦也署長に聞きました。

市内の暴力団の状況は

市内では、平成12年に暴力団が事務所の開設場所を物色する動きがありましたが、暴力監視追放協議会など、市内の各団体の取り組みにより、事務所の開設には至りませんでした。しかしながら、近隣の岩国市には暴力団事務所が4箇所あり、利権を求めて大竹市に入ってくる可能性があります。

条例の施行で期待されること

昨年4月に県で条例が施行されていますが、今回市で施行されることで、暴力団排除の意識が高まることが期待されます。暴力団排除は、市民が共通の認識を持つことが大切です。

今後の具体的な取り組み

市への暴力団の進出を、絶対に阻止せねばなりません。そのためには、常に暴力団の動きを把握し、各団体と連携して強い姿勢で臨んでいく必要があります。

市民の皆さんに心掛けてほしいこと

暴力団を利用したり、資金を提供したりしないことが大切ですが、最も大切なことは、暴力団を恐れないことです。一丸となって、暴力団排除に取り組んでいきましょう。

大切なのは暴力団を恐れないこと。一丸となって暴力団排除に取り組んでいきましょう。



大竹警察署 後藤 悦也 署長

暴力団を恐れない
暴力団を利用しない
暴力団に資金を提供しない

安全で安心して暮らせるまちに

大竹市暴力団排除条例 4月1日施行

問い合わせ 総務課 ☎2120

条例の主な内容

(県)広島県暴力団排除条例
(市)大竹市暴力団排除条例

暴力団が市民の生活や事業者の活動などに脅威を与えている現状を踏まえ、暴力団を排除し、市民の安全で平穏な生活の確保と社会経済活動の健全な発展を目的として「大竹市暴力団排除条例」を制定しました。昨年4月1日に施行された「広島県暴力団排除条例」とあわせて、この取り組みを推進していきます。

暴力団排除活動の推進に関する基本的施策

- ① 暴力団関係者を公共工事の入札に参加させないなど、県や市の事務・事業・公共施設から暴力団を排除します。(県・市)
- ② 暴力団員などと不適切な関係を持つことなく、関係を遮断し、県や市が実施する暴力団排除の施策に協力しましょう。(県・市)
- ③ 暴力団の排除活動などにより、暴力団から危害を加えられる恐れがある方には、警察が必要な保護措置をとります。(県)
- ④ 暴力団からの離脱を促進するため、情報の提供や指導、助言を行います。(県)

暴力団員等に対する利益供与の禁止

- ① 暴力団の活動を助長することを知って契約することを禁止します。(県・市)
- ② 暴力団の活動に役立つ金品などの利益を与えることを禁止します。(県・市)
- ③ 不当な利益を企て、第三者に損害を加える目的で暴力団の威力を利用することを禁止します。(県・市)

大竹警察署の前に「拳(こぶし)」のストーンアートがあります。これは暴力団追放の意志を石に込め、製作されたものです。市民一人一人の意志の強さが暴力団追放につながっていきます。



契約時などに行うべき措置

- ① 契約時に相手方が暴力団関係者でないことを確認するようにしましょう。また、契約時に、相手方が暴力団関係者であることが判明した場合は、催告なく契約を解除できることなどを特約に定めよう。また、不動産業者は、このことを助言しましょう。(県)
- ② 不動産の譲渡または貸し付けをする場合は、暴力団事務所として使用しないことを、また、使用していることが判明した場合は、催告なく契約を解除できることなどを特約に定めよう。また、不動産業者は、このことを助言しましょう。(県)
- ③ 暴力団事務所と知って、不動産の譲渡または貸し付けの契約をしないようにしましょう。(県)

青少年の健全な育成を図るための措置

- ① 青少年の教育、または育成にかかわる人は、青少年に対して、暴力団に加入しないよう、また、暴力団員による犯罪被害を受けないよう、指導、助言などを行うよう

祭礼などからの暴力団の排除

- ① 祭礼、花火大会、興行などの行事の運営に暴力団関係者を関与させることを禁止します。(市)
- ② 露店を出そうとする人が暴力団員と知りながら参加させることを禁止します。(市)

暴力団に関する相談窓口

県警察本部暴力相談窓口
☎082-228-8000
(財)暴力追放広島県民会議
☎082-228-5050
大竹警察署生活安全刑事課
☎☎0110